

○花巻市定住促進住宅条例

平成23年 9月27日条例第28号

改正

平成27年 6月 5日条例第33号

平成27年 9月14日条例第47号

平成28年 6月23日条例第34号

花巻市定住促進住宅条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 定住促進住宅の管理（第3条—第31条）

第3章 定住促進住宅の駐車場の管理（第32条—第38条）

第4章 雑則（第39条—第44条）

附則

第1章 総則

（設置）

第1条 花巻市に居住し、又は居住しようとする者で住宅に困窮しているものに対して、本市が賃貸住宅を供給することにより定住の促進を図るため、花巻市定住促進住宅（以下「定住促進住宅」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 定住促進住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置	棟数	戸数
新堀住宅	花巻市石鳥谷町新堀第12地割18番地16	2	80
旭町住宅	花巻市大迫町外川目第34地割58番地 4	7	7
葡萄沢住宅	花巻市大迫町大迫第14地割74番地	2	2
六本木住宅	花巻市東和町安俵 3区92番地 1	2	2

第2章 定住促進住宅の管理

（入居者の公募）

第3条 市長は、定住促進住宅の入居者を公募するものとする。

(公募の例外)

第4条 市長は、次の各号に掲げる事由に係る者については、前条の公募を行わず、定住促進住宅に入居させることができる。

- (1) 災害により住宅を滅失した者
- (2) 公営住宅法(昭和26年法律第193号)第44条第3項の規定により用途を廃止する公営住宅の入居者
- (3) その他特別の事由があると認める者
(入居者資格等)

第5条 定住促進住宅に入居できる者は、次の各号(前条各号に掲げる事由に係る者にあつては、第3号及び第4号)の条件を具備する者でなければならない。

- (1) 市税又は花巻市営住宅等条例及び花巻市特定公共賃貸住宅条例により設置した住宅の家賃(駐車場使用料を含む。)を滞納していない者であること。
- (2) その者の収入(公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「政令」という。)第1条第3号に規定する収入をいう。以下同じ。)が政令第9条第1項に規定する金額を超えないこと。
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第11条第1項において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

(入居許可の申請)

第6条 定住促進住宅に入居しようとする者は、市長に申請し、その許可を受けなければならない。

(入居予定者の選考)

第7条 入居の申込みをした者の数が、入居させるべき定住促進住宅の戸数を超える場合は、公開抽選によってその戸数に相当する入居予定者を決定する。

(入居補欠者)

第8条 前条の規定により入居予定者を選考する場合においては、市長が必要と認める数の入居補欠者を、入居順位を定めて決定するものとする。

2 前項の入居補欠者は、入居予定者が棄権し、若しくは失格したとき、又は入居を許可

された者が第10条の規定による許可の取消しを受けたときは、その入居順位に従って入居予定者となる。

(入居の許可)

第9条 市長は、入居予定者について、第5条に定める入居者資格の実態調査を行い、適当と認められた者に対して入居を許可する。

(入居許可の取消し)

第10条 市長は、入居を許可された者（以下「入居者」という。）が規則で定めるところにより入居しないときは、入居の許可を取り消すことができる。

(同居の承認)

第11条 入居者は、定住促進住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

(入居の承継)

第12条 入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の引き続き居住しようとする者（同居者を含む。）が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

(家賃)

第13条 定住促進住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第2項の規定により認定された収入（同条第3項の規定により更正された場合にあつては、その更正後の収入）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で、政令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第15条の規定に基づく請求を行ったにもかかわらず、定住促進住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該定住促進住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 政令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、市長が別に定める。

3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、政令第3条に規定する方法により算出した額とする。

(収入の申告等)

第14条 入居者は、毎年度、市長に対し、収入を申告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知する。

3 入居者は、市長に対し、前項の認定について、規則で定めるところにより、意見を述べることができる。この場合において、市長は、当該意見に理由があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。

(収入状況の報告の請求等)

第15条 市長は、第13条第1項若しくは第27条第1項の規定による家賃の決定、第16条(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免、敷金の免除若しくは徴収の猶予又は第26条第1項の規定による明渡しの請求に関し必要があると認めるときは、定住促進住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

(家賃の減免等)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより、家賃を減免し、敷金を免除し、又は家賃若しくは敷金の徴収を猶予することができる。

- (1) 収入が著しく低額であるとき。
- (2) 入居者又は同居者が病気にかかっているとき。
- (3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。

(家賃の徴収)

第17条 家賃は、市長が入居を指定した日又は市長の承認を得た日から定住促進住宅を返還した日又は市長が明渡しを指定した日(当該指定をした日前に明け渡したときは、その日)までの期間について、徴収する。

2 家賃は、月の末日(月の途中で返還し、又は明け渡した場合は、その日)までにその月分を納付しなければならない。

3 定住促進住宅の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は、日割計算とする。

4 入居者が第29条第1項の届出をしないで住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が返還した日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

(敷金)

第18条 敷金は、入居の際徴収するものとし、その額は、入居時における家賃の3か月分に相当する額とする。

2 前項の敷金は、入居者が定住促進住宅を返還し、又は明け渡したときに還付する。この場合において、未納の家賃、損害賠償金又は第27条第2項若しくは第30条第3項の金銭があるときは、敷金のうちからこれを控除して還付するものとする。

3 敷金には、利子をつけない。

(入居者の費用負担義務)

第19条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料

(2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用

(3) 畳の表替え、ふすま及び障子の張り替え、ガラス、給水栓、点滅器等の取替えその他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用

(4) 共同施設（集会所その他定住促進住宅の入居者の共同の福祉のために必要な施設をいう。以下同じ。）の通常維持に要する費用

(入居者の保管義務等)

第20条 入居者は、定住促進住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者は、自己の責めに帰すべき事由によって定住促進住宅又は共同施設を滅失し、又は損傷したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

第21条 入居者は、定住促進住宅を引き続き15日以上使用しないときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

第22条 入居者は、定住促進住宅を他の者に転貸し、又は入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

第23条 入居者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長の承認を得なければならない。

(1) 定住促進住宅の一部を住宅以外の用途に使用しようとするとき。

(2) 定住促進住宅を模様替えし、又は増築しようとするとき。

2 前項第2号の場合において、承認を得ずに定住促進住宅を模様替えし、又は増築したときは、市長は、入居者に対し、原状の回復又は撤去を命ずることができる。

第24条 入居者は、騒音、振動、悪臭等により、他の入居者に迷惑をかけ、又は生活環境を乱す行為をしてはならない。

(高額所得者の認定)

第25条 市長は、第14条第2項の規定により認定した入居者の収入の額が最近2年間引き続き第5条第2号に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が定住促進住宅に引き続き5年以上入居している場合にあつては、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知する。ただし、特別な事由があると市長が認める者は、この限りでない。

2 入居者は、市長に対し、前項の認定について、規則で定めるところにより、意見を述べることができる。この場合において、市長は、当該意見に理由があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。

(高額所得者に対する明渡し請求)

第26条 市長は、前条第1項の規定により入居者を高額所得者と認定した場合においては、期限を定めて、当該定住促進住宅の明渡しを請求するものとする。

2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して6月を経過した日以後の日でなければならない。

3 第1項の規定による請求を受けた者は、市長が定めた期限までに当該定住促進住宅を明け渡さなければならない。

4 市長は、第1項の規定による請求を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合において、その者から申出があつたときは、同項の期限を延長することができる。

- (1) 入居者又は同居者が病気にかかっているとき。
- (2) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (3) その他特別の事情があるとき。

(高額所得者に対する家賃等)

第27条 第25条第1項の規定により、高額所得者と認定された入居者は、第13条の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に定住促進住宅を明け渡した場合にあつては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）、毎月の家賃として、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。

2 市長は、前条第1項の規定による請求を受けた入居者が同項の期限が到来しても定住促進住宅を明け渡さない場合には、同項の期限が到来した日の翌日から当該定住促進住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相

当する額以下で、市長が定める額の金銭を徴収することができる。

- 3 第16条の規定は第1項の家賃及び前項の金銭について、第17条の規定は第1項の家賃について準用する。

(公営住宅の用途の廃止による定住促進住宅への入居の際の家賃の特例)

第28条 市長は、第4条第2号の規定により用途を廃止する公営住宅の入居者を定住促進住宅に入居させる場合において、新たに入居する定住促進住宅の家賃の額が従前の公営住宅の最終の家賃の額を超えることとなり、当該入居者の住居の安定を図るため必要があるときは、第13条又は前条第1項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(検査等)

第29条 入居者は、定住促進住宅を返還しようとするときは、返還しようとする日前10日までに市長に届け出て、住宅監理員（定住促進住宅監理員として市長が任命した者をいう。以下同じ。）又は市長の指定する職員の検査を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による場合のほか、定住促進住宅の管理上必要があると認めるときは、住宅監理員又は市長の指定する職員に、随時定住促進住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。
- 3 前項の検査において、現に使用している定住促進住宅に立ち入るときは、あらかじめ定住促進住宅の入居者の承諾を得なければならない。
- 4 検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(住宅の明渡し請求)

第30条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該入居者に対して、定住促進住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為によって入居したとき。
 - (2) 家賃を3か月分以上滞納したとき。
 - (3) 正当な事由によらないで30日以上定住促進住宅を使用しないとき。
 - (4) 定住促進住宅又は共同施設を故意に損傷したとき。
 - (5) 第20条から第24条までの規定に違反したとき。
 - (6) その者又はその同居者が暴力団員であることが判明したとき。
- 2 入居者は、前項の規定により、定住促進住宅の明渡し請求を受けたときは、速やかに

当該定住促進住宅を明け渡さなければならない。

- 3 市長は、第1項の規定に該当することにより定住促進住宅の明渡し請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、明渡しを指定した日の翌日から明渡しの日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、市長が定める額の金銭を徴収することができる。

(住宅管理人)

第31条 市長は、住宅監理員の職務を補佐させるため、住宅管理人を置くことができる。

- 2 住宅管理人は、定住促進住宅入居者のうちから市長が任命する。

第3章 定住促進住宅の駐車場の管理

(定住促進住宅の駐車場の設置及び管理)

第32条 定住促進住宅の共同施設として整備された定住促進住宅の駐車場（以下「駐車場」という。）の位置は、次のとおりとし、その管理は、この章に定めるところにより行われなければならない。

名称	位置
新堀住宅	花巻市石鳥谷町新堀第12地割15番地2、16番地5

(使用資格)

第33条 駐車場を使用できる者は、次の条件を備えている者でなければならない。

- (1) 定住促進住宅の入居者又は同居者であり、自ら使用するため駐車場を必要としていること。
- (2) 第30条第1項各号に該当しないこと。

(使用の許可等)

第34条 駐車場を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

この場合において、許可を受ける者は、第9条の規定による入居の許可を受けた者とする。

- 2 前項の許可を受けることができる駐車場の区画の数は、1戸につき1区画とする。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。

- 3 市長は、駐車場の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(許可の取消し等)

第35条 市長は、次のいずれかに該当する場合は、前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対し、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 不正な行為により使用許可を受けたとき。
- (2) 家賃又は駐車場の使用料（以下「使用料」という。）を3か月分以上滞納したとき。
- (3) 駐車場又はその附帯する設備を損傷したとき。
- (4) 正当な理由によらないで15日以上駐車場を使用しないとき。
- (5) 第33条に規定する使用資格を失ったとき。
- (6) 前条の規定による許可を受けた道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項で定める自動車（以下「自動車」という。）以外の自動車を駐車させたとき。
- (7) 前各号に定めるほか、不正に使用した場合又は駐車場の管理上必要があると認めるとき。

2 使用者は、前項の規定により、駐車場の使用許可の取消しを受けたときは、速やかに当該駐車場を明け渡さなければならない。

(使用料等)

第36条 使用料は、1区画につき月額1,500円とする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず特別の事情があると認めるときは、使用料の減免又は徴収猶予をすることができる。

(損害賠償の免責)

第37条 市は、駐車場内における自動車の盗難、損傷等の事故及び人身事故が発生したことにより使用者が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

(準用)

第38条 駐車場の使用については、第33条から前条までに定めるもののほか、第17条、第21条、第22条、第23条及び第29条第1項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居」とあるのは「使用」と、「定住促進住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「住宅」とあるのは「駐車場」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

(指定管理者による管理)

第39条 定住促進住宅の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。第41条第2項において「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市長が指定管理者として指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者の指定の申請）

第40条 前条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に事業計画書その他市長が必要と認める書類を添えて、当該指定について市長が定める期限までに市長に申請しなければならない。

（指定管理者の指定等）

第41条 市長は、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

- （1） 事業計画書の内容が、定住促進住宅の設置目的を実現するためにふさわしいものであること。
- （2） 事業計画書の内容が、定住促進住宅の効用を最大限に発揮するものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- （3） 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

2 市長は、前項の規定による指定をしたとき、又は法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

（指定管理者の業務）

第42条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 定住促進住宅の入居、退去等に関する業務
- （2） 定住促進住宅の維持管理に関する業務
- （3） 前2号に掲げるもののほか、定住促進住宅の管理運営に関し市長が必要と認める業務

（指定管理者による管理の基準）

第43条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従い、定住促進住宅の管理を行わなければならない。

2 指定管理者及び前条の業務に従事している者（次項において「従事者」という。）は、同条各号に掲げる業務の実施により取得した個人に関する情報を保管し、又は使用する

に当たっては、当該業務の実施に必要な範囲内で個人に関する情報を管理し、及び使用しなければならない。

- 3 指定管理者及び従事者は、前条の業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第44条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。ただし、第39条から第43条までの規定は、平成24年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による公募その他の必要な準備については、この条例の施行の前日においても行うことができる。
- 3 第39条の規定による指定管理者の指定その他当該指定に関し必要な行為は、平成24年4月1日前においても行うことができる。

(既存入居者に係る入居の特例)

- 4 この条例の施行の日の前日において、現に独立行政法人雇用・能力開発機構が設置した雇用促進住宅新堀宿舎に居住していた者（以下「既存入居者」という。）が、この条例による新堀住宅に引き続き入居を希望する場合は、第4条の規定により、公募によらずに入居させることができる。この場合において、既存入居者は、第6条の入居許可の申請を市長が指定する日までに行わなければならない。

附 則（平成27年6月5日条例第33号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。ただし、第2条の表の改正規定（六本木住宅の項に係る部分に限る。）は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 旭町住宅については、平成27年7月1日から平成27年9月30日までの間は、第39条から第43条までの規定は適用せず、市長が管理を行うものとする。

附 則（平成27年9月14日条例第47号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の花巻市定住促進住宅条例の規定による指定管理施設に係る指定管理者の指定その他当該指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則 (平成28年6月23日条例第34号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 葡萄沢住宅については、平成28年8月1日から平成29年3月31日までの間は、第39条から第43条までの規定は適用せず、市長が管理を行うものとする。

改正

平成24年 3月29日規則第19号

平成27年 9月30日規則第48号

平成28年 3月28日規則第24号

花巻市定住促進住宅条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定住促進住宅の管理（第2条—第20条）

第3章 駐車場の管理（第21条—第25条）

第4章 雑則（第26条・第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、花巻市定住促進住宅条例（平成23年花巻市条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 定住促進住宅の管理

（公募の例外）

第2条 条例第4条第3号に規定する特別な事由があると市長が認める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1） 地域の産業に従事し、その振興又は存続のために定住しようとする者
- （2） 市長が地域おこし協力隊員として任用した者

（入居の申込み）

第3条 条例第6条の規定により定住促進住宅に入居しようとする者は、定住促進住宅入居申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 住民票の写し（花巻市に住民登録をしている者を除く。）
- （2） 入居申込者及び親族に係る市町村長の発行する所得が記載された証明書
- （3） その他市長が必要と認める書類

（公開抽選）

第4条 市長は、条例第7条の規定による公開抽選を行う場合は、入居申込者に対し、定住促進住宅抽選券（様式第2号）を交付するものとし、公開抽選を行う3日前までに、その日時、場所及び方法を通知する。

（入居許可証）

第5条 市長は、条例第9条の規定により入居を許可した者に対し、定住促進住宅入居許可証（様式第3号）を交付する。

（入居の手続）

第6条 入居を許可された者は、許可のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。

- （1） 連帯保証人が連署する定住促進住宅入居請書（様式第4号）を提出すること。
- （2） 連帯保証人の印鑑証明書を提出すること。
- （3） 連帯保証人に係る市町村長の発行する所得が記載された証明書を提出すること。
- （4） 条例第18条の規定による敷金を納付すること。

2 入居を許可された者で、連帯保証人を立てることができないことにやむを得ない事情があると市長が認めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に定める期間内に次に掲げる手続をすれば足りるものとする。

- （1） 定住促進住宅入居請書を提出すること。ただし、連帯保証人の連署は、要しない。
- （2） 条例第18条の規定による敷金を納付すること。

3 入居を許可された者が、やむを得ない事情により入居の手続を前2項に定める期間内にすることができないときは、前2項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間までに前2項に定める手続をすることができる。

（入居の期日）

第7条 前条の規定による入居の手続を終えた者は、市長の指定する日までに入居しなければならない。ただし、特別の理由によりその日までに入居できない者は、その旨を申し出て市長の承認を得なければならない。

（連帯保証人）

第8条 連帯保証人は、市内に居住し、独立の生計を営み、かつ、入居の許可を受けた者と同程度以上の収入を有する者で市長が適当と認める者でなければならない。ただし、被災居住者等その他市長が特に認めたものの連帯保証人にあつては、市内に居住していることを要しない。

- 2 入居者が連帯保証人を変更しようとするときは、新たに連帯保証人となる者が連署する定住促進住宅入居請書並びに当該連帯保証人となる者の印鑑証明書及び市町村長の発行する所得が記載された証明書を市長に提出しなければならない。
- 3 入居者は、連帯保証人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに市長に届け出るとともに、速やかに前項に規定する連帯保証人の変更の手続をしなければならない。
 - (1) 市外に住所を移転し、又は所在が不明になったとき。
 - (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
 - (3) 失業その他の事情により保証能力を著しく減少させるような事態が生じたとき。
 - (4) 死亡したとき。
- 4 入居者は、連帯保証人が市内で住所を移転し、又は連帯保証人が氏名を変更したときは、速やかに定住促進住宅連帯保証人住所等変更届（様式第5号）に連帯保証人の住民票の写しを添えて市長に届け出なければならない。

（同居者の異動等）

第9条 入居者は、出生、死亡、転出等により同居者に異動があったときは、速やかに定住促進住宅同居者異動等届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（同居の承認）

第10条 入居者は、条例第11条第1項の規定により同居について承認を得ようとするときは、定住促進住宅同居承認申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 同居しようとする者の住民票の写し
- (2) 同居しようとする者と入居者との関係を証する書面
- (3) 同居しようとする者、入居者及び同居者に係る市町村長が発行する所得が記載された証明書

2 市長は、前項の規定による申請に対し承認を与えたときは、定住促進住宅同居承認書（様式第8号）により申請者に通知する。

（入居の承継の承認）

第11条 条例第12条第1項の規定により定住促進住宅に居住しようとする者は、定住促進住宅入居承継承認申請書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 入居者が死亡し、又は退去したことを証する書類

(2) 申請者及び同居者に係る市町村長が発行する所得が記載された証明書

2 市長は、前項の規定による申請に対し承認を与えたときは、定住促進住宅入居承継承認書（様式第10号）により申請者に通知する。

3 第6条第1項（第4号を除く。）及び第2項（第2号を除く。）の規定は、入居の承継の承認を得た場合について準用する。

（入居者の収入申告等）

第12条 条例第14条第1項の規定による申告は、毎年7月末日までに、定住促進住宅入居者収入申告書（様式第11号）により市長にしなければならない。

2 入居者は、前項の申告の内容に変更が生じたときは、速やかに変更後の内容を記載した定住促進住宅入居者収入申告書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、条例第14条第2項の規定に基づき収入の額を認定したときは、定住促進住宅入居者収入認定・家賃決定通知書（様式第12号）により入居者に通知する。

4 入居者は、条例第14条第3項の規定により意見を述べようとするときは、前項の規定による通知を受け取った日の翌日から起算して30日以内に定住促進住宅収入（高額所得者）認定更正申出書（様式第13号）により市長に申し出なければならない。

5 市長は、前項の規定による申出を行った者の収入の額の認定を更正したときは、定住促進住宅入居者収入認定額更正通知書（様式第14号）により申出者に通知する。

（家賃の減免基準等）

第13条 家賃の減免基準等については、花巻市営住宅等条例施行規則（平成18年花巻市規則第208号）第13条の規定を準用する。この場合において同条中「条例第15条」とあるのは、「条例第16条」と読み替えるものとする。

（減免又は徴収の猶予の申請）

第14条 条例第16条（条例第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき家賃の減免若しくは敷金の免除又は家賃若しくは敷金の徴収の猶予を受けようとする者は、定住促進住宅家賃減免・敷金免除・徴収猶予承認申請書（様式第15号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、定住促進住宅家賃減免・敷金免除・徴収猶予承認書（様式第16号）により申請者に通知する。

（不在の届出）

第15条 条例第21条の規定による届出は、定住促進住宅不在届（様式第17号）により市長

に、届け出なければならない。

(用途変更等の承認)

第16条 入居者は、条例第23条第1項の規定により定住促進住宅の用途の変更等について承認を得ようとするときは、定住促進住宅用途変更（模様替え、増築）承認申請書（様式第18号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に対し承認を与えたときは、定住促進住宅用途変更（模様替え、増築）承認書（様式第19号）により申請者に通知する。

(高額所得者の認定)

第17条 市長は、条例第25条第1項の規定により入居者を高額所得者として認定したときは、定住促進住宅高額所得者認定通知書（様式第20号）により当該入居者に通知する。

2 入居者は、条例第25条第2項の規定に基づき意見を述べようとするときは、前項の規定による通知を受け取った日の翌日から起算して30日以内に定住促進住宅収入（高額所得者）認定更正申出書により市長に申し出なければならない。

3 市長は、前項の規定による申出を行った者の高額所得者としての認定を更正したときは、定住促進住宅高額所得者認定更正通知書（様式第21号）により入居者に通知する。

(公営住宅の用途の廃止による定住促進住宅への入居の際の家賃の特例)

第18条 条例第28条の規定による家賃の減額の額は、定住促進住宅の家賃から従前の公営住宅の最終の家賃を控除した額に、当該定住促進住宅の入居の日から1年以内にあつては6分の5を、1年を超え2年以内にあつては6分の4を、2年を超え3年以内にあつては6分の3を、3年を超え4年以内にあつては6分の2を、4年を超え5年以内にあつては6分の1を乗じて得た額とし、その減額の期間は、5年以内とする。

(定住促進住宅の返還等)

第19条 入居者は、定住促進住宅を返還しようとするときは、定住促進住宅返還届（様式第22号）を市長に提出しなければならない。

2 入居者は、条例第18条第2項の規定により敷金の還付の請求をしようとするときは、条例第29条第1項の規定による住宅監理員又は市長の指定する職員の検査を受けた後、定住促進住宅敷金還付請求書（様式第23号）を市長に提出しなければならない。

(立入検査員証)

第20条 条例第29条第4項に規定する証票は、立入検査員証（様式第24号）とする。

第3章 駐車場の管理

(駐車場の使用許可等)

第21条 条例第34条の規定により駐車場の使用の許可又は変更を受けようとする者は、定住促進住宅駐車場使用(変更)許可申請書(様式第25号)に駐車場を使用しようとする者の運転免許証の写し、当該使用する者の使用又は所有に係る自動車検査証の写しその他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、駐車場の使用又は変更の許可をしたときは、定住促進住宅駐車場使用(変更)許可書(様式第26号)を申請者に交付するものとする。

(自動車保管場所使用承諾証明書の交付)

第22条 駐車場の使用に係る自動車保管場所使用承諾証明書の交付を受けたい者は、自動車保管場所使用承諾証明書交付申請書(様式第27号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の交付申請書について審査し、使用を承認したときは、自動車保管場所使用承諾証明書(様式第28号)を交付するものとする。

(駐車場利用制限)

第23条 駐車場を利用できる自動車の大きさは、長さ4.9メートル、幅1.8メートル及び高さ2メートル未満とする。

(駐車場の返還)

第24条 駐車場の使用者が駐車場を返還しようとするときは、定住促進住宅駐車場返還届(様式第29号)を市長に提出しなければならない。

(駐車場使用許可の取消し)

第25条 市長は、条例第35条の規定により駐車場の使用許可を取り消す場合には、定住促進住宅駐車場使用許可取消通知書(様式第30号)により使用者に通知するものとする。

第4章 雑則

(指定管理者の指定の申請に必要な書類)

第26条 条例第40条に規定する規則で定める申請書は、花巻市定住促進住宅指定管理者指定申請書(様式第31号)とする。

2 条例第40条に規定する事業計画書その他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者の指定の予定期間に属する年度ごとの定住促進住宅の管理に係る事業計画書及び収支予算書
- (2) 定款、規約その他これらに類する書類

- (3) 法人にあつては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあつては代表者の住民票の写し
 - (4) 前項の申請書を提出する日（次号において「指定申請の日」という。）の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
 - (5) 指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- （補則）

第27条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月29日規則第19号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月30日規則第48号）

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日規則第24号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。